

## 香川県条例第36号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7</p> <p>(8)～(11) 略</p>		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>	12 運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 ア 道路交通法（以下この表において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
	イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,950円</u>		イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (ア) (イ)に掲げる試験以外の試験	1件につき <u>1,900円</u>
	(イ) 道路交通法施行令	1件につき <u>750円</u>		(イ) 道路交通法施行令	1件につき <u>800円</u>

	<p>(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等</u>の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2</p>	<p>1件につき<u>6,900円</u></p> <p>1件につき<u>3,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>750円</u></p>			<p>(昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2</p>	<p>1件につき<u>6,600円</u></p> <p>1件につき<u>4,100円</u></p> <p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>800円</u></p>	
--	--	---	--	--	---	---	--

<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験</p>			<p>第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</p>	
<p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>			<p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	
<p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>1件につき<u>3,300円</u></p>		<p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p>	<p>1件につき<u>3,350円</u></p>
<p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>2,500円</u></p>		<p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>2,550円</u></p>
<p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引<sup>けん</sup>免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引<sup>けん</sup>第二種免許に係る試験</p>			<p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引<sup>けん</sup>免許をいう。以下この表において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引<sup>けん</sup>第二種免許に係る試験</p>	
<p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>1件につき<u>1,850円</u></p>		<p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>1件につき<u>1,750円</u></p>
<p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受けない場合</p>			<p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受けない場合</p>	
<p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p>	<p>1件につき<u>1,950円</u></p>		<p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p>
<p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けること</p>	<p>1件につき<u>750円</u></p>		<p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けること</p>	<p>1件につき<u>800円</u></p>

	<p>とができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当し</p>	<p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>2,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>750円</u></p> <p>1件につき<u>1,600円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p>			<p>ができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>イ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当し</p>	<p>1件につき<u>4,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,600円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>800円</u></p> <p>1件につき<u>1,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p>
--	---	---	--	--	---	---

	<p>て同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等の更新</u>を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>750円</u></p> <p>1件につき<u>7,450円</u></p> <p>1件につき<u>4,500円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,650円</u></p> <p>1件につき<u>4,700円</u></p> <p>1件につき<u>2,950円</u></p>
13 仮運転	(1) 大型自動車仮運転免許、	

	<p>て同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げる試験以外の試験</p> <p>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかった者に対する試験</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験</p> <p>ア 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>イ 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>(ア) 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>800円</u></p> <p>1件につき<u>7,650円</u></p> <p>1件につき<u>4,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p> <p>1件につき<u>1,550円</u></p> <p>1件につき<u>4,350円</u></p> <p>1件につき<u>2,900円</u></p>
13 仮運転	(1) 大型自動車仮運転免許、	

免許取得者検査手数料	<p>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>6,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,950円</u></p> <p>1件につき<u>4,650円</u></p> <p>1件につき<u>3,850円</u></p>	免許取得者検査手数料	<p>中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査</p> <p>ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p>	<p>1件につき<u>6,400円</u></p> <p>1件につき<u>3,900円</u></p> <p>1件につき<u>4,550円</u></p> <p>1件につき<u>3,750円</u></p>
14 再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能</p>	<p>1件につき<u>5,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,050円</u></p> <p>1件につき<u>2,750円</u></p>	14 再試験手数料	<p>(1) 準中型自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能</p>	<p>1件につき<u>4,400円</u></p> <p>1件につき<u>1,900円</u></p> <p>1件につき<u>2,550円</u></p>

	<p>について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p> <p>ア 法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(4) 原動機付自転車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき<u>1,950円</u></p> <p>1件につき<u>3,550円</u></p> <p>1件につき<u>1,800円</u></p> <p>1件につき<u>1,100円</u></p>				
15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>ア <u>法第92条第1項の規定による交付を受ける場合</u></p> <p>(ア) 日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下この表において「複数免許取得者」という。)に対して交付する場合</p> <p>a <u>令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため</u></p>	<p>1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p>		15 免許証 交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</p> <p>ア <u>一の種類に係る免許証を交付する場合</u></p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(イ) <u>令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付</u></p>	<p>1件につき<u>1,750円</u></p> <p>1件につき<u>3,100円</u></p> <p>1件につき<u>1,650円</u></p> <p>1件につき<u>1,000円</u></p> <p>1件につき<u>2,050円</u></p> <p>1件につき<u>1,700円</u></p>

	<p><u>免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対して交付する場合</u></p> <p><u>b aに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>a 特定試験免除者に対して交付する場合</u></p> <p><u>b aに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合</u></p> <p><u>(2) 仮運転免許に係る免許証</u></p>	<p>2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき2,100円</p> <p>1件につき2,350円</p> <p>1件につき2,550円</p> <p>1件につき1,100円</p>		<p>する場合</p> <p><u>イ 法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合</u></p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>(イ) 令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する場合</u></p> <p><u>(2) 仮運転免許に係る免許証</u></p>	<p>2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p> <p>1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき1,150円</p>
16 免許証再交付手数料	<p><u>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</u></p> <p><u>(2) 仮運転免許に係る免許証</u></p>	<p>1件につき2,600円</p> <p>1件につき1,050円</p>	16 免許証再交付手数料	<p><u>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証</u></p> <p><u>(2) 仮運転免許に係る免許証</u></p>	<p>1件につき2,250円</p> <p>1件につき1,150円</p>
16の2 特定免許情報記録手数料	<p><u>(1) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録</u></p> <p><u>ア 法第95条の2第6項の規定による申出をする場</u></p>				



合	
(ア) 複数免許取得者に 係る記録の場合	
a 特定試験免除者に 係る記録の場合	<u>1,150円に、与える免 許1種類ごとに200円 を加えた額</u>
b aに掲げる場合以 外の場合	<u>1,350円に、与える免 許1種類ごとに200円 を加えた額</u>
(イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合	
a 特定試験免除者に 係る記録の場合	<u>1件につき1,350円</u>
b aに掲げる場合以 外の場合	<u>1件につき1,550円</u>
イ 法第101条の4の2第 2項の規定による申出（ 以下この表において「更 新時不交付申出」という。） をする場合	<u>1件につき800円</u>
ウ ア及びイに掲げる場合 以外の場合	
(ア) 法第92条第1項、 第95条の2第11項若し くは第101条の4の2 第1項の規定による免 許証（仮運転免許に係 るものを除く。）の交 付又は法第94条第2項 の規定による免許証（ 仮運転免許に係るもの を除く。）の再交付と 同時に記録を受ける場 合	<u>1件につき100円</u>
合	
(イ) (ア)に掲げる場合	<u>1件につき1,500円</u>

	<p>以外の場合</p> <p>(2) <u>法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え</u></p> <p>ア <u>免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この項において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えの場合</u></p> <p>イ <u>複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えの場合</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p>	<p>1件につき100円</p> <p>1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額</p> <p>1件につき1,550円</p>				
17 <u>免許証等更新手数料</u>	<p>(1) <u>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合</u></p>	<p>1件につき2,750円</p>		17 <u>免許証更新手数料</u>	<p>(1) <u>法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる場合以外の場合</u></p>	<p>1件につき2,550円</p> <p>1件につき2,500円</p>

	<p>イ <u>更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>(2) <u>免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>経由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき。</u></p> <p>イ <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>(3) <u>免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新</u></p> <p>ア <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき。</u></p> <p>イ <u>経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u></p>	<p>1件につき1,300円</p> <p>1件につき2,850円</p> <p>1件につき1,000円</p> <p>1件につき1,950円</p> <p>1件につき2,100円</p> <p>1件につき2,500円</p> <p>1件につき2,850円</p> <p>1件につき2,950円</p>		
18 <u>経由手数料</u>	<p>(1) <u>経由地書換申出をする場合</u></p> <p>(2) <u>(1)に掲げる場合以外</u></p>	<p>1件につき1,700円</p> <p>1件につき750円</p>		
			18 <u>免許証更新申請経由手数料</u>	1件につき550円

	の場合	
19 略		
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1 件につき <u>1,150円</u>
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1 件につき <u>1,400円</u>
21 運転技能検査手数料		1 件につき <u>3,650円</u>
22 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1 件につき <u>3,100円</u>
	(2) (1)に掲げる場合以外の場合	1 件につき <u>1,350円</u>
23 略		
24 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）	1 件につき <u>23,750円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1 件につき <u>19,800円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1 件につき <u>14,450円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下こ	1 件につき <u>22,200円</u>

料		
19 略		
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1 件につき <u>1,200円</u>
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1 件につき <u>1,450円</u>
21 運転技能検査手数料		1 件につき <u>3,550円</u>
22 限定解除審査手数料	(1) 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	1 件につき <u>2,850円</u>
	(2) (1)に掲げる場合以外の場合	1 件につき <u>1,400円</u>
23 略		
24 技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）	1 件につき <u>23,400円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1 件につき <u>19,500円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1 件につき <u>14,700円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下こ	1 件につき <u>21,500円</u>

	の表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
25 略		
26 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>15,100円</u>  1件につき <u>12,000円</u> 1件につき <u>9,950円</u> 1件につき <u>12,850円</u>
27 運転経歴証明書交付手数料		1件につき <u>1,150円</u>
27の2 運転経歴情報記録手数料	(1) 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令	1件につき <u>100円</u>

	の表において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	
25 略		
26 教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この表において「教習指導員審査」という。） (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この表において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	1件につき <u>14,550円</u>  1件につき <u>11,850円</u> 1件につき <u>9,650円</u> 1件につき <u>12,450円</u>
27 運転経歴証明書交付手数料		1件につき <u>1,100円</u>

	第60号) 第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合 (2) (1)に掲げる場合以外の場合	1件につき900円
28 運転経歴証明書再交付手数料		1件につき1,150円
29 国外運転免許証交付手数料		1件につき2,250円
30 講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 略 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） ウ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき850円 1時間につき2,400円 1時間につき4,650円 1時間につき3,800円 1時間につき3,050円

28 運転経歴証明書再交付手数料		1件につき1,100円
29 国外運転免許証交付手数料		1件につき2,350円
30 講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習 (3) 略 (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） ウ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき750円 1時間につき2,350円 1時間につき4,450円 1時間につき3,500円 1時間につき2,800円

(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,300円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,200円</u>
(6) 法第108条の2第1項 第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,750円</u>
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,200円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,850円</u>
(9) 法第108条の2第1項 第9号に掲げる講習	1時間につき <u>900円</u>
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 準中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,300円</u>
イ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,150円</u>
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,850円</u>
エ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第95条の6第1項の 表の備考1のロに規定する 優良運転者に対する講習	
(ア) 公安委員会の使用 に係る電子計算機（入 出力装置を含む。以下	1回につき <u>200円</u>

(5) 法第108条の2第1項 第5号に掲げる講習	
ア 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,150円</u>
イ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>4,000円</u>
(6) 法第108条の2第1項 第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>
(7) 法第108条の2第1項 第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>
(8) 法第108条の2第1項 第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
(9) 法第108条の2第1項 第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
(10) 法第108条の2第1項 第10号に掲げる講習	
ア 準中型自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,150円</u>
イ 普通自動車免許に係る講習	1時間につき <u>2,050円</u>
ウ 大型自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,700円</u>
エ 普通自動二輪車免許に係る講習	1時間につき <u>2,550円</u>
オ 原動機付自転車免許に係る講習	1時間につき <u>2,450円</u>
(11) 法第108条の2第1項 第11号に掲げる講習	
ア 法第92条の2第1項の 表の備考1の2に規定する 優良運転者に対する講習	1回につき <u>500円</u>

<p>この項において同じ。)と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習(以下この項において「オンライン講習」という。)の場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p>	<p>1回につき500円</p>			
<p>イ 法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>1回につき200円</p>		<p>イ 法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>1回につき800円</p>
<p>(ア) オンライン講習の場合</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合 以外の場合</p>	<p>1回につき800円</p>			
<p>ウ 法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者(国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この項において同じ。)でないものに対する講習</p>	<p>1回につき1,400円</p>		<p>ウ 法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	
			<p>(ア) 令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習</p> <p>(イ) (ア)に掲げる講習</p>	<p>1回につき800円</p> <p>1回につき1,350円</p>



エ 法第95条の6第1項の表の備考1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習

(ア) オンライン講習の場合

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき200円

1回につき800円

1回につき6,600円

1回につき2,950円

以外の講習

(12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

ア 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

1回につき6,450円

1回につき2,900円

	(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導を含む講習 イ アに掲げる講習以外の講習	1回につき12,900円 1回につき9,350円
	(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき2,600円
	(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1時間につき2,100円
	(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1時間につき2,050円
31 任意運転者講習手数料	令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）	1回につき1,400円
32 通知手数料		講習1回につき1,000円

備考

- 1 略
- 2 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る技能	1,200円

	(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 ア 当該講習が令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定めるものである場合 イ アに掲げる場合以外の場合	1回につき9,050円 1回につき12,500円
	(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき2,250円
	(15) 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	1時間につき2,000円
31 任意運転者講習手数料	令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）	1回につき1,350円
32 通知手数料		講習1回につき900円

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能	1,250円

	検定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,750円</u>
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,850円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,000円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,400円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,600円</u>

	検定員審査	
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,700円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,100円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,100円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>7,400円</u>
3・4 略		
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,350円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>1,900円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,650円</u>
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	略	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>2,050円</u>
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>3,700円</u>
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>2,550円</u>

条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
--------------------------------	--	--

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	3,800円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円

条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
--------------------------------	--	--

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、26の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円

	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能	略	
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>2,100円</u>
3 略		
4 法第108条の28第 4項に規定する教則 の内容となっている 事項その他自動車の 運転に関する知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	<u>1,350円</u>
5 自動車教習所に関 する法令についての 知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	<u>1,350円</u>
6 教習指導員として 必要な教育について の知識	大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	略	
7 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>2,600円</u>
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>3,000円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について		

	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な 教習の技能	略	
	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>2,050円</u>
3 略		
4 法第108条の28第 4項に規定する教則 の内容となっている 事項その他自動車の 運転に関する知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	<u>1,300円</u>
5 自動車教習所に関 する法令についての 知識	略	
	特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	<u>1,300円</u>
6 教習指導員として 必要な教育について の知識	大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 教習指導員審査	<u>1,500円</u>
	略	
7 道路運送法第2条 第3項に規定する旅 客自動車運送事業及 び自動車運転代行業 の業務の適正化に関 する法律第2条第1 項に規定する自動車 運転代行業に関する 法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る 教習指導員審査	<u>2,550円</u>
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については <u>2,400円</u> を、普通自動車免許に係る教習指導員審査について		

は950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,350円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

は900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 改正後の別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の申請、申込み又は申出に係る手数料について適用し、同日前の申請、申込み又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。